

# 八王子市開発審査会条例

平成26年9月24日

条例第67号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、八王子市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、審議のため必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、まちなみ整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。